

福祉団体活動助成事業 実施要綱

社会的課題解決の取組みを応援します

1 目的

社会的課題の解決など、社会福祉の増進に寄与する活動を行う団体を支援します。

2 助成対象事業

- (1) 他団体と連携して行う地域貢献の取組み
- (2) 当事者の交流を通じた、社会的課題解決に寄与する取組み
- (3) その他、社会的課題の解決につながる取組み

テーマ例)

- ・認知症、徘徊などをはじめ介護を必要とする人と家族の支援
- ・障がいの特性に応じた生活や就労などの支援
- ・虐待やDVなどの未然防止、早期発見、被害者への支援
- ・難病や終末期医療などの患者本人と家族の支援
- ・消費者被害など権利擁護に関する取組み
- ・思いがけない妊娠をした若者への支援
- ・芸術やスポーツ等の活動を通じた社会参加促進の取組み
- ・ボランティアの資質向上や定着支援、人材育成の取組み など

3 応募資格

府内に所在し、社会福祉活動を行う団体で、次の要件をすべて満たしていること

- ・非営利団体
- ・原則として過去2年以上の活動実績があること
- ・他団体からの助成を受けていないこと

4 助成額

一団体 上限25万円

5 活動の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

6 助成金の使途

謝金、旅費、消耗品費、通信費、印刷費、会場費、ボランティア保険料等
ただし、団体の管理運営維持に関する経費、自助活動と判断されるもの（周年事業や
記念誌作成など）は対象になりません。

7 申請方法

必要書類を郵送にて提出ください。

8 必要書類

- ①申請書
- ②活動内容の分かる資料
- ③団体の規約
- ④役員名簿（様式は問いません）

このほか、必要と思われる資料は添付してください。本会から追加の資料を求めることもあります。なお、応募いただいた資料は返却しませんのでご了承ください。

9 応募締切

令和6年6月14日（金） 必着

10 助成先の選考

運営委員会において選考します。

選考結果については8月中旬に代表者あてに郵送でお知らせします。

なお、選考後、条件付きでの助成決定や一部のみの助成となる場合もございます。

また、選考の過程および内容についてはお伝えできませんのでご了承ください。

11 助成の表示

広報等で使用するちらし、ホームページ等その他の広報媒体、活動内容を取りまとめた報告書等の成果物には、「社会福祉法人大阪府社会福祉協議会にじいろみらい基金」の助成表示を明記していただきます。

12 助成が決定した団体へのお願い

大阪府社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が主催するセミナーや機関紙等において助成事業の内容について発信していただくことをお願いすることがあります。

また、大阪府社会福祉協議会ホームページにその内容を掲載することにご協力いただきます。

13 事業報告

助成が決定した団体には、事業完了後1ヵ月以内に、事業報告、決算報告、領収書など支出の根拠となる書類を提出していただきます。

14 申請書提出先、問合せ先

〒542-0065 大阪府中央区中寺1-1-54

大阪府社会福祉協議会 総務企画部

TEL 06-6762-9471 FAX 06-6764-5374